

荒牧町自主防災計画

令和元年6月21日制定

1 目的

この計画は、荒牧町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

- (1) 総務班 ……………本組織の運営、関係機関との連絡調整
- (2) 情報班 …………… 被害情報の収集・伝達
- (3) 消火班 …………… 初期消火活動
- (4) 救出救護班 …………… 負傷者の救出救護
- (5) 避難誘導班 …………… 住民の避難場所への誘導と安否確認
- (6) 給食・給水班 …………… 給食・給水活動

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 本組織及び防災計画に関すること
- イ 災害の知識に関すること
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること

(2) 普及方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、チラシ等の配布
- イ 荒牧町だより等への記事登載

ウ 座談会、講習会等の開催

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、初期消火、避難、情報の収集・伝達等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練は、次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季の火災予防運動期間中又は自治会等の行事に合わせて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては、原則として年1回、個別訓練にあつては随時実施

する。

6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

(1) 情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので、出火防止の徹底を図るため各家庭において、次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかける。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備、器具の点検設備及びその周辺の整理整頓

イ 消火器等消火資機材の整備状況

ウ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができ

るようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を整備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等による救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めたときは、医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難誘導

災害の発生等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

町内に避難命令が出たとき、又は会長が必要であると認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の指示に基づき住民を次の避難場所に誘導する。

ア 大規模地震等が発生し、生命の危険を守る必要があるとき

(ア) 荒牧町の定める一次避難所

上宿地区：上宿公園

下宿地区：下宿公園

新田地区：新田公園

東地区：自性寺公園

中荒牧地区：荒牧中央公園

団地地区：荒牧中央公園

(イ) その他の市の定める指定緊急避難場所（一次避難所）

しきしま老人福祉センター

群馬大学

（注）この指定緊急避難場所は、必要に応じて活用する。

(ウ) 市の指定避難所（二次避難所）

荒牧小学校：国道 17 号以西の地区

桃川小学校：国道 17 号以東の地区

イ 台風、集中豪雨等により水災害の発生が予測される時

桃川小学校（市の指定避難所）

荒牧町公民館

寿楽園（緊急性の高いとき）

10 給食・給水

避難場所における給食及び給水は、次により行う。

- (1) 給食・給水班員は、市から配分された食料又は地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。
- (2) 給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。
- (3) 給食・給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11 防災資機材等

- (1) 防災資機材等の整備は、別に定める配備計画により行う。
- (2) 毎年4月第4土曜日を全資機材の点検日とする。